



歩行者保護・自転車利用 マナーアップキャンペーン

◆実施期間 3月10日～16日

これからの時期は、陽気がよくなり、徒歩での外出や自転車の利用が活発になります。歩行者保護意識の向上と自転車利用マナーアップで交通事故を防止しましょう。

◆運動の重点

【歩行者保護意識向上】

- ①道路を横断する歩行者は、「安全横断5則」を守り、手や旗等で横断する意思表示を示しましょう。
- ②夕方からの外出時は、運転者から目立つ色の衣服と夜光反射材を着用しましょう。
- ③運転者は、「横断歩行者絶対優先」の交通ルールを遵守し、横断しようとする者が

いる時は、必ず一時停止して安全に横断させましょう。

- ④運転者は、子どもや高齢者を見かけたら、その行動に注意するとともに、横断歩道以外の場所でも「止まって、渡してあげる」思いやり運転をしましょう。

【自転車利用マナーアップの推進】

- ①自転車利用時は、「自転車安全利用5則」などの自転車利用の交通ルールを遵守しましょう。
- ②見通しのきかない交差点は徐行し、安全を確認して通行しましょう。

自転車安全利用5則

- ①自転車は車道が原則
- ②車道の左側を通行
- ③歩道は歩行者優先で車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る
 - ・二人乗りや並進、飲酒運転の禁止
 - ・夜間はライトを点灯
 - ・交差点では信号遵守と一時停止、安全確認

新入学児童・園児の交通事故 防止強化旬間

◆実施期間 4月6日～15日

新入学児童・園児は、交通ルールや通学路に不慣れであることから、左右の安全確認をしないでの道路横断や、急な飛び出し等による交通事故の発生が心配されます。

新入学児童・園児に対して、日常生活において安全に道路を通行することができるよう、家庭で交通安全教育を積極的に展開し、地域住民に対して通学路における交通安全意識の高揚を図り、子どもの交通事故を防止しましょう。



■問い合わせ

町民課くらし環境係

☎85-6131

長井警察署 ☎84-0110

白鷹西駐在所 ☎85-2029

白鷹東駐在所 ☎85-2046

vol.54

くらしの 1Q1 知識

強引なインターネット接続サービスの電話勧誘にご注意！

【事例】

「月々のプロバイダ契約の料金が安くなる」と電話で何度も勧誘され「息子でないから分らない」と断っていたが、それでも勧誘がやまないので、それでも勧誘がやまないので、「契約するか分からないが資料を見て決めるので送ってほしい」と言って電話を切った。数日後に届いた書類を開けてみると、すでに契約したことになる。書類に載っていたサポートセンターにすぐに電話をかけたが「契約のことはわからない」と取り合ってもらえない。

【アドバイス】

届いた書類には、技術的な内容に関するサポートセンターの連絡先のみで、契約について話ができませんでした。

■問い合わせ

町民生活相談センター

町民課くらし環境係
☎85-6131

しつこい勧誘を断るときは、あいまいな返事をせず、業者名、連絡先、担当者名を聞いてたうえて、「契約するつもりはないので電話しないでほしい」とはっきり伝えましょう。契約しないことに理由はいりません。

歩行型除雪機による事故に注意！

自宅敷地内の除雪に使われる歩行型除雪機は、免許なしで操作でき簡単に扱うことができますが、重症に至る事故も発生しています。投雪口の雪を取り除く際は、必ずエンジンを停止し、回転部が完全に止まったことを確認してから、雪かき棒を使って行いましょう。

作業を行う際は、周囲に人がいないことを確認し、人を絶対に近づけさせないようにしましょう。